

H 2 9 新旧対照表

宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書 改定後

第1章 (略)

(適用範囲)

第1条 この宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、宮城県が発注する農業農村整備事業(以下「県営事業」という。)の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、用地測量、登記資料収集整理等、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書等の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査、阻害要因の調査及び処理方針の作成並びに写真台帳の作成等の業務(以下「用地調査等業務」という。)の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。

(用語の定義)

第2条 (略)

(1) (略)

(2)「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

(3) ～ (8) (略)

(9)「契約書」とは、「建設工事に係る調査測量等の契約取扱について」(平成29年3月29日付け出契第1456号副知事依命通達)別紙委託契約書をいう。

(10) ～ (39) (略)

(40)「検証」とは、受注者が用地調査等業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。

(41) (略)

第3条 ～ 第37条 (略)

(調査・試験に対する協力)

第38条 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、調査職員の指示によりこれに協力しなければならない。

第2章 (略)

第1節 (略)

第39条 (略)

第40条 (略)

第41条 (略)

第42条 (略)

第43条 (略)

第44条 (略)

第2節 (略)

第45条 (略)

第46条 (略)

第47条 (略)

(補償額算定調書に計上する数値)

第48条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、

宮城県農業農村整備事業等用地調査等共通仕様書 改訂前

第1章 (略)

(適用範囲)

第1条 この宮城県農業農村整備事業等用地調査等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、宮城県が発注する農業農村整備事業(以下「県営事業」という。)の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、用地測量、登記資料収集整理等、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書等の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査、阻害要因の調査及び処理方針の作成並びに写真台帳の作成等の業務(以下「用地調査等業務」という。)の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。

(用語の定義)

第2条 (略)

(1) (略)

(2)「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。

(3) ～ (8) (略)

(9)「契約書」とは、「建設工事に係る調査測量等の契約取扱について」(平成27年3月25日付け出契第1515号副知事依命通達)別紙委託契約書をいう。

(10) ～ (39) (略)

(40)「検証」とは、受注者が用地調査等業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。

(41) (略)

第3条 ～ 第37条 (略)

(新設)

第2章 (略)

第1節 (略)

第38条 (略)

第39条 (略)

第40条 (略)

第41条 (略)

第42条 (略)

第43条 (略)

第2節 (略)

第44条 (略)

第45条 (略)

第46条 (略)

(補償額算定調書に計上する数値)

第47条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、

第45条による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、第46条第3項で算出した数値とする。
- (2) (略)

(補償額の端数処理)

第49条 (略)

第3章 (略)

第1節 (略)

第50条 (略)

第51条 (略)

第52条 (略)

(建物の登記記録の調査)

第53条 建物登記簿の調査は、第51条で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) ～ (6) (略)

第54条 (略)

第55条 (略)

第56条 (略)

第2節 (略)

(転写連続地図の作成)

第57条 第51条第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) (略)
- (2) 第52条第3号で調査した登記名義人の氏名等
- (3) (略)

(調査書の作成)

第58条 第52条から第55条までに調査した事項については、土地登記簿調査表(様式第8号の1、第8号の2)、建物登記簿調査表(様式第9号の1、第9号の2)、権利者調査表(様式第10号の1、第10号の2)、墓地管理者調査表(様式第11号の1)及び墓地使用(祭祀)者調査表(様式第11号の2)に所定の事項を記載するものとする。

2 (略)

3 土地利用履歴等の調査表は、第56条の結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 (略)

第1節 (略)

第59条 (略)

(資料の作成及び立会い)

第60条 (略)

2 (略)

3 前条の打合せの結果、第57条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第64条第2項に準じた同意を得るものとする。

第44条による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、第45条第3項で算出した数値とする。
- (2) (略)

(補償額等の端数処理)

第48条 (略)

第3章 (略)

第1節 (略)

第49条 (略)

第50条 (略)

第51条 (略)

(建物の登記記録の調査)

第52条 建物登記簿の調査は、第50条で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) ～ (6) (略)

第53条 (略)

第54条 (略)

第55条 (略)

第2節 (略)

(転写連続地図の作成)

第56条 第50条第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。以下同じ。)を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) (略)
- (2) 第51条第3号で調査した登記名義人の氏名等
- (3) (略)

(調査書の作成)

第57条 第51条から第54条までに調査した事項については、土地登記簿調査表(様式第8号の1、第8号の2)、建物登記簿調査表(様式第9号の1、第9号の2)、権利者調査表(様式第10号の1、第10号の2)、墓地管理者調査表(様式第11号の1)及び墓地使用(祭祀)者調査表(様式第11号の2)に所定の事項を記載するものとする。

2 (略)

3 土地利用履歴等の調査表は、第55条の結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 (略)

第1節 (略)

第58条 (略)

(資料の作成及び立会い)

第59条 (略)

2 (略)

3 前条の打合せの結果、第56条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第63条第2項に準じた同意を得るものとする。

第61条 (略)

(立会い準備)

第62条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第52条から第55条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 (略)

(境界立会いの画地及び範囲)

第63条 境界立会いの画地及び範囲は、測量作業規程に定めるところによるほか、一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通知)第68条及び第69号に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

第64条 (略)

第2節 (略)

第65条 (略)

第66条 (略)

第67条 (略)

第3節 (略)

第68条 (略)

第4節 (略)

第69条 (略)

第70条 (略)

第71条 (略)

第72条 (略)

第5章 (略)

第73条 (略)

第74条 (略)

(協議)

第75条 受注者は、第73条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。

第76条 (略)

第6章 (略)

第1節 (略)

第77条 (略)

第78条 (略)

第79条 (略)

第80条 (略)

第81条 (略)

(非木造建物)

第82条 非木造建物〔I〕の調査は、建物要領別添二 非木造建物調査積算要領(以下「非木造建物要領」という。)により行うものとする。

2 (略)

第60条 (略)

(立会い準備)

第61条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第51条から第54条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 (略)

(境界立会いの画地及び範囲)

第62条 境界立会いの画地及び範囲は、測量作業規程に定めるところによるほか、一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通知)第68条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

第63条 (略)

第2節 (略)

第64条 (略)

第65条 (略)

第66条 (略)

第3節 (略)

第67条 (略)

第4節 (略)

第68条 (略)

第69条 (略)

第70条 (略)

第71条 (略)

第5章 (略)

第72条 (略)

第73条 (略)

(協議)

第74条 受注者は、第72条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。

第75条 (略)

第6章 (略)

第1節 (略)

第76条 (略)

第77条 (略)

第78条 (略)

第79条 (略)

第80条 (略)

(木造建物)

第81条 非木造建物〔I〕の調査は、建物移転料算定要領(平成28年3月31日付け27農振第2406号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。(以下「建物要領」という。))別添二

非木造建物調査積算要領(以下「非木造建物要領」という。)により行うものとする。

2 (略)

第83条 (略)
第84条 (略)
第85条 (略)
第86条 (略)
第87条 (略)

(立竹木等)

第88条
(1) ~ (3) (略)
(4) 収穫樹の調査
樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齡(又は植付年次)、管理の状況等を調査する。また、樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第85条の例により調査する。
(5) ~ (9) (略)

第89条 (略)

第2節 (略)

(建物等の配置図の作成)

第90条 (略)
(1) ~ (2) (略)
(3) 用紙は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることができる(以下この節において同じ)。
(4) ~ (7) (略)

(法令に基づく施設改善)

第91条 法令に基づく施設改善の調査書は、第79条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。
2 (略)

(木造建物)

第92条 木造建物の図面及び調査書は、第80条の調査結果を基に作成するものとする。
1 ~ 3 (略)

(木造特殊建物)

第93条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第81条の調査結果を基に作成するものとする。
2 ~ 3 (略)

(非木造建物)

第94条 非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、第82条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、第82条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第95条 機械設備の図面及び調査書は、第83条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第96条 生産設備の図面及び調査書は、第84条の調査結果を基に作成するものとする。
2 ~ 3 (略)

第82条 (略)
第83条 (略)
第84条 (略)
第85条 (略)
第86条 (略)

(立竹木等)

第87条
(1) ~ (3) (略)
(4) 収穫樹の調査
樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齡(又は植付年次)、管理の状況等を調査する。また、樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第84条の例により調査する。
(5) ~ (9) (略)

第88条 (略)

第2節 (略)

(建物等の配置図の作成)

第89条 (略)
(1) ~ (2) (略)
(3) 用紙は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることができる(以下この節において同じ)。
(4) ~ (7) (略)

(法令に基づく施設改善)

第90条 法令に基づく施設改善の調査書は、第78条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。
2 (略)

(木造建物)

第91条 木造建物の図面及び調査書は、第79条の調査結果を基に作成するものとする。
2 ~ 3 (略)

(木造特殊建物)

第92条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第80条の調査結果を基に作成するものとする。
2 ~ 3 (略)

(非木造建物)

第93条 非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、第81条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、第81条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第94条 機械設備の図面及び調査書は、第82条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第95条 生産設備の図面及び調査書は、第83条の調査結果を基に作成するものとする。
2 ~ 3 (略)

(附帯工作物)

第97条 附帯工作物の図面及び調査書は、**第85条**の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第98条 庭園の調査書は、**第86条**の調査結果を基に工作物調査表（様式第15号）及び立竹木調査表（様式第16号の1）を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第99条 墳墓の図面及び調査書は、**第87条**の調査結果を基に作成するものとする。

2 ～ 3 （略）

(立竹木等)

第100条 立竹木等の図面及び調査書は、**第88条**の調査結果を基に作成するものとする。

2 **第88条**第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

3 （略）

(石綿)

第101条 石綿の図面及び調査書は、**第89条**の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。

第3節 算 定

(移転先の検討)

第102条 （略）

2 ～ 3 （略）

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、**第90条**で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第103条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、**第91条**の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第104条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第92条**で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 （略）

(木造特殊建物)

第105条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第93条**で作成した図面及び調査書を基に、積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 （略）

(非木造建物)

第106条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第94条**で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に

(附帯工作物)

第96条 附帯工作物の図面及び調査書は、**第84条**の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

(庭園)

第97条 庭園の調査書は、**第85条**の調査結果を基に工作物調査表（様式第15号）及び立竹木調査表（様式第16号の1）を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第98条 墳墓の図面及び調査書は、**第86条**の調査結果を基に作成するものとする。

2 ～ 3 （略）

(立竹木等)

第99条 立竹木等の図面及び調査書は、**第87条**の調査結果を基に作成するものとする。

2 **第87条**第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

3 （略）

(石綿)

第100条 石綿の図面及び調査書は、**第88条**の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。

第3節 算 定

(移転先の検討)

第101条 （略）

2 ～ 3 （略）

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、**第89条**で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第102条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、**第90条**の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第103条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第91条**で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 （略）

(木造特殊建物)

第104条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第92条**で作成した図面及び調査書を基に、積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 （略）

(非木造建物)

第105条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第93条**で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に

定めるところによるものとする。

2 (略)

(照応建物の詳細設計)

第107条 第102条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

(1) ~ (2) (略)

(機械設備)

第108条 機械設備の補償額の算定は、第95条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第109条 生産設備の補償額の算定は、第96条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。

2 (略)

(附帯工作物)

第110条 附帯工作物の補償額の算定は、第97条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

第111条 庭園の補償額の算定は、第98条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

(墳墓)

第112条 墳墓の補償額の算定は、第99条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

(立竹木等)

第113条 立竹木等の補償額の算定は、第100条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協議会等が定める算定要領等により行うものとする。

第7章 (略)

第1節 (略)

第114条 (略)

第115条 (略)

(居住者等に関する調査)

第116条 (略)

- (1) 氏名等、住所(建物番号及び室番号)
- (2) 居住者の家族構成(氏名及び生年月日等)
- (3) ~ (5) (略)

2 ~ 3 (略)

(動産に関する調査)

第117条 (略)

- (1) 動産の所在地(建物番号及び室番号)
- (2) 所有者の氏名等及び住所等
- (3) (略)
- (4) 一般動産については、品目、形状、寸法、重量及び数量又は体積
- (5) (略)

定めるところによるものとする。

2 (略)

(照応建物の詳細設計)

第106条 第101条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

(1) ~ (2) (略)

(機械設備)

第107条 機械設備の補償額の算定は、第94条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第108条 生産設備の補償額の算定は、第95条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。

2 (略)

(附帯工作物)

第109条 附帯工作物の補償額の算定は、第96条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

第110条 庭園の補償額の算定は、第97条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

(墳墓)

第111条 墳墓の補償額の算定は、第98条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

(立竹木等)

第112条 立竹木等の補償額の算定は、第99条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協議会等が定める算定要領等により行うものとする。

第7章 (略)

第1節 (略)

第113条 (略)

第114条 (略)

(居住者等に関する調査)

第115条 (略)

- (1) 氏名・住所(建物番号及び室番号)
- (2) 居住者の家族構成(氏名及び生年月日)
- (3) ~ (5) (略)

2 ~ 3 (略)

(動産に関する調査)

第116条 (略)

- (1) 所有者の氏名等及び住所等(建物番号及び室番号)
- (2) 動産の所在地
- (3) (略)
- (4) 一般動産については、品目、形状、寸法、容量及び重量
- (5) (略)

第2節 (略)
第118条 (略)

第3節 (略)
第119条 (略)

第8章 (略)
第120条 (略)
第121条 (略)

(補償の要否の判定等)

第122条 (略)

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「土地改良事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成26年4月1日付け25農振第2418号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）別添-5参考により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第23号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 (略)
第1節 (略)
第123条 (略)
第124条 (略)

(敷地使用実態の調査)

第125条 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

① ~ ② (略)

③ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに製品等の品目及び数量

④ (略)

(5) ~ (7) (略)

(建物調査)

第126条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に在する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第80条から第82条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 ~ 3 (略)

第127条 (略)

第2節 (略)
(企業概要書)

第128条 企業内容等の調査書は、第124条の調査結果を基に企業概要書（様式第24号の1）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第129条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第125条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1) ~ (3) (略)

第2節 (略)
第117条 (略)

第3節 (略)
第118条 (略)

第8章 (略)
第119条 (略)
第120条 (略)

(補償の要否の判定等)

第121条 (略)

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「土地改良事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成26年4月1日付け25農振第2418号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）別添-5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第23号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 (略)
第1節 (略)
第122条 (略)
第123条 (略)

(敷地使用実態の調査)

第124条 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

① ~ ② (略)

③ 原材料・製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料並びに製品等の品目及び数量

④ (略)

(5) ~ (7) (略)

(建物調査)

第125条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に在する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第79条から第81条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 ~ 3 (略)

第126条 (略)

第2節 (略)
(企業概要書)

第127条 企業内容等の調査書は、第123条の調査結果を基に企業概要書（様式第24号の1）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第128条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第124条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1) ~ (3) (略)

第130条 (略)

(移転計画書の作成)

第131条 予備調査に係る工場等の移転計画書は、第124条から第127条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) ～ (7) (略)
- 2 (略)

第3節 (略)

(補償概算額の算定)

第132条 前条で作成する移転計画書(2又は3案)の補償概算額の算定は、第128条から第131条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 (略)

第1節 (略)

第133条 (略)

(企業内容等の調査)

第134条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第128条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- (1) ～ (8) (略)

(敷地使用実態の調査)

第135条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第125条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- (1) ～ (3) (略)
- (4) (略)
 - ① ～ ② (略)
 - ③ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - ④ (略)
- (5) ～ (7) (略)

第2節 (略)

(企業概要書)

第136条 企業内容等の調査書は、第134条の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)を用いて、作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第137条 工場等の移転工法案は、第78条から第86条まで、第88条、第134条及び第135条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) ～ (7) (略)
- 2 (略)

第138条 (略)

第11章 (略)

第139条 (略)

第140条 (略)

第129条 (略)

(移転計画書の作成)

第130条 予備調査に係る工場等の移転計画書は、第123条から第126条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) ～ (7) (略)
- 2 (略)

第3節 (略)

(補償概算額の算定)

第131条 前条で作成する移転計画書(2又は3案)の補償概算額の算定は、第127条から前条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 (略)

第1節 (略)

第132条 (略)

(企業内容等の調査)

第133条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第127条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- (1) ～ (8) (略)

(敷地使用実態の調査)

第134条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第124条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- (1) ～ (3) (略)
- (4) (略)
 - ① ～ ② (略)
 - ③ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに製品等の品目及び数量
 - ④ (略)
- (5) ～ (7) (略)

第2節 (略)

(企業概要書)

第135条 企業内容等の調査書は、第133条の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)を用いて、作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第136条 工場等の移転工法案は、第77条から第85条まで、第87条、第133条及び第134条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- (1) ～ (7) (略)
- 2 (略)

第137条 (略)

第11章 (略)

第138条 (略)

第139条 (略)

第12章 (略)

- [第141条](#) (略)
- [第142条](#) (略)
- [第143条](#) (略)
- [第144条](#) (略)

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

[第145条](#) 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に[第142条](#)に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。
2 ～ 3 (略)

[第146条](#) (略)

第13章 (略)

- [第147条](#) (略)
- [第148条](#) (略)
- [第149条](#) (略)
- [第150条](#) (略)
- [第151条](#) (略)
- [第152条](#) (略)

第14章 (略)

第1節 (略)

- [第153条](#) (略)
- [第154条](#) (略)
- [第155条](#) (略)

第2節 (略)

[第156条](#) (略)

第15章 (略)

- [第157条](#) (略)
- [第158条](#) (略)
- [第159条](#) (略)
- [第160条](#) (略)
- [第161条](#) (略)
- [第162条](#) (略)

第16章 (略)

- [第163条](#) (略)
- [第164条](#) (略)

第17章 (略)

- [第165条](#) (略)
- [第166条](#) (略)
- [第167条](#) (略)
- [第168条](#) (略)
- [第169条](#) (略)

(事業認定申請図書の作成方法)

[第170条](#) 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。

第12章 (略)

- [第140条](#) (略)
- [第141条](#) (略)
- [第142条](#) (略)
- [第143条](#) (略)

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

[第144条](#) 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に[第141条](#)に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。
2 ～ 3 (略)

[第145条](#) (略)

第13章 (略)

- [第146条](#) (略)
- [第147条](#) (略)
- [第148条](#) (略)
- [第149条](#) (略)
- [第150条](#) (略)
- [第151条](#) (略)

第14章 (略)

第1節 (略)

- [第152条](#) (略)
- [第153条](#) (略)
- [第154条](#) (略)

第2節 (略)

[第155条](#) (略)

第15章 (略)

- [第156条](#) (略)
- [第157条](#) (略)
- [第158条](#) (略)
- [第159条](#) (略)
- [第160条](#) (略)
- [第161条](#) (略)

第16章 (略)

- [第162条](#) (略)
- [第163条](#) (略)

第17章 (略)

- [第164条](#) (略)
- [第165条](#) (略)
- [第166条](#) (略)
- [第167条](#) (略)
- [第168条](#) (略)

(事業認定申請図書の作成方法)

[第169条](#) 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。

第171条 (略)
第172条 (略)
第173条 (略)
第174条 (略)

(裁判申請図書の作成方法)

第175条 裁判申請図書は、法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。

第176条 (略)

(明渡裁判申立図書の作成方法)

第177条 明渡裁判申立図書は、法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。

第18章 (略)
第178条 (略)

第19章 (略)
第179条 (略)
第180条 (略)
第181条 (略)
第182条 (略)

第20章 (略)
第183条 (略)
第184条 (略)
第185条 (略)

第21章 (略)
第186条 (略)
第187条 (略)

第22章 (略)
第188条 (略)
第189条 (略)
第190条 (略)

(登記及び権利に関する調査)

第191条 登記所備付け地図の転写は、第51条を、土地の登記記録の調査は、第52条を、権利者の確認調査は、第54条をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。

第192条 (略)
第193条 (略)

(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)

第194条 第189条から第193条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票(様式第30号の1、第30号の2)に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。

(1) ~ (8) (略)
2 (略)

第195条 (略)

第170条 (略)
第171条 (略)
第172条 (略)
第173条 (略)

(裁判申請図書の作成方法)

第174条 裁判申請図書は、法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

第175条 (略)

(明渡裁判申立図書の作成方法)

第176条 明渡裁判申立図書は、法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

第18章 (略)
第177条 (略)

第19章 (略)
第178条 (略)
第179条 (略)
第180条 (略)
第181条 (略)

第20章 (略)
第182条 (略)
第183条 (略)
第184条 (略)

第21章 (略)
第185条 (略)
第186条 (略)

第22章 (略)
第187条 (略)
第188条 (略)
第189条 (略)

(登記及び権利に関する調査)

第190条 登記所備付け地図の転写は、第50条を、土地の登記記録の調査は、第51条を、権利者の確認調査は、第53条をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。

第191条 (略)
第192条 (略)

(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)

第193条 第188条から前条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票(様式第30号の1、第30号の2)に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。

(1) ~ (8) (略)
2 (略)

第194条 (略)

第196条 (略)

第23章 (略)

(写真台帳の作成)

第197条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第117条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。

(4) ~ (6) (略)

2 ~ 4 (略)

第195条 (略)

第23章 (略)

(写真台帳の作成)

第196条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第116条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。

(4) ~ (6) (略)

2 ~ 4 (略)

宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書「様式」

新旧対照表

改 正 後

様式第1号

検 証 ・ 照 査 済 一 覧 表

全 業の内

作 業 の 種 別	従 事 者		
	資 格	氏 名	印

(備考) 従事者欄には、共通仕様書第9条に定める別記2の業務従事者が記名押印すること。

宮城県用地調査等業務共通仕様書第16条に基づく検証及び第9条に基づく照査については、管理技術者及び照査技術者において計算過程、仕様書との整合、単価の適用等について詳細に検証及び照査を行った結果、適正に作成されていることを証明します。

平成 年 月 日

受注者名 印
 管理技術者氏名 印
 照査技術者氏名 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第2号 ～ 様式第19号の4 (略)

現 行

様式第1号

検 証 ・ 照 査 済 一 覧 表

全 業の内

作 業 の 種 別	従 事 者		
	資 格	氏 名	印

(備考) 従事者欄には、共通仕様書第9条に定める別記2の業務従事者が記名押印すること。

用地調査等共通仕様書第16条及に基づく検証及び第9条に基づく照査については、管理技術者及び照査技術者において計算過程、仕様書との整合、単価の適用等について詳細に検証及び照査を行った結果、適正に作成されていることを証明します。

平成 年 月 日

受注者名 印
 管理技術者氏名 印
 照査技術者氏名 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

様式第2号 ～ 様式第19号の4 (略)

改正後

現行

様式第20号の1

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名	
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	?()
営業種目		設立年月日		資本金	
所属 (組合・団体)名		従業員数		売場面積等	
移転 対象地	営業所名		所在地		
	営業種目		製品の 許認可等	従業員数	
本支店 の関連 度(組織 図)					
所得 申告 額	資料 提出先	年別	年	年	年
	税務署	円	円	円	円
	税務事務所				
	市町村				
所得 額の 計 算	年別	年	年	年	摘要
	総売上高	円	円	円	
	期末棚卸高				
	当期製造原価				
当期仕入額					
期首棚卸高					
売買差益					
営業費					
差引所得額					
売上 高の 概 略 調 査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)	平均在庫高 (円) 年平均回転率 (%)			
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)	1人1か月(又は1日) 平気売上高 (円)			
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)	1か月平均 (㎡) 当たり売上高 (円)			
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)	1か月(又は1日) 平均客数 (人) 料金等 (円)			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

様式第20号の2 ~ 様式第20号の4 (略)

様式第20号の1

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名	
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	?()
営業種目		開業年月日		資本金	
所属 (組合・団体)名		従業員数		売場面積等	
移転 対象地	営業所名		所在地		
	営業種目		製品の 許認可等	従業員数	
本支店 の関連 度(組織 図)					
所得 申告 額	資料 提出先	年別	年	年	年
	税務署	円	円	円	円
	税務事務所				
	市町村				
所得 額の 計 算	年別	年	年	年	摘要
	総売上高	円	円	円	
	期末棚卸高				
	当期製造原価				
当期仕入額					
期首棚卸高					
売買差益					
営業費					
差引所得額					
売上 高の 概 略 調 査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)	平均在庫高 (円) 年平均回転率 (%)			
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)	1人1か月(又は1日) 平気売上高 (円)			
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)	1か月平均 (㎡) 当たり売上高 (円)			
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)	1か月(又は1日) 平均客数 (人) 料金等 (円)			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

様式第20号の2 ~ 様式第20号の4 (略)

改正後

現行

様式第21号

居住者等調査表

調査年月日	年	月	日	調査者	整理番号
居住者等の氏名又は名称				電話番号	
居住者等の住所又は主たる事務所の所在地				建物番号	
				室番号	
居住者の家族構成	続柄	氏名	生年月日	備考	
	世帯主				
住居等の ^{点有} 面積		使用状況			
貸主の氏名又は名称					
貸主の住所又は主たる事務所の所在地					
賃料(共益費)	権利金・敷金	契約期間	入居期間		
		~	~		
		※入居日も記載する。			
確認資料		特記すべき契約条件			
※賃貸借契約書、住民票、その他書面について、当該欄に記載する。					
【備考】					
※家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

様式第22号 ~ 様式第31号 (略)

様式第21号

居住者等調査表

調査年月日	年	月	日	調査者	整理番号
居住者等の氏名又は名称				電話番号	
居住者等の住所又は主たる事務所の所在地				建物番号	
				室番号	
居住者の家族構成	続柄	氏名	生年月日	備考	
	世帯主				
住居等の面積		使用状況			
貸主の氏名又は名称					
貸主の住所又は主たる事務所の所在地					
賃料(共益費)	権利金・敷金	契約期間	入居期間		
		~	~		
		※入居日も記載する。			
確認資料		特記すべき契約条件			
※賃貸借契約書、住民票、その他書面について、当該欄に記載する。					
【備考】					
※家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

様式第22号 ~ 様式第31号 (略)

宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書「別記」
新旧対照表

改正後	現行																												
<p>「別記1」建物区分表（第4条） 表1</p> <table border="1" data-bbox="174 405 1108 722"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される<u>平家建</u>又は2階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、<u>又は</u>、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。</p> <p>1～11（略）</p> <p>ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りではない。</p>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される <u>平家建</u> 又は2階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕	（略）	木造建物〔Ⅲ〕	（略）	木造特殊建物	（略）	非木造建物〔Ⅰ〕	（略）	非木造建物〔Ⅱ〕	（略）	<p>「別記1」建物区分表（第4条） 表1</p> <table border="1" data-bbox="1131 405 2063 722"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される<u>平屋建</u>又は2階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、<u>または</u>、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>1～11（略）</p> <p>ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りではない。</p>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される <u>平屋建</u> 又は2階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕	（略）	木造建物〔Ⅲ〕	（略）	木造特殊建物	（略）	非木造建物〔Ⅰ〕	（略）	非木造建物〔Ⅱ〕	（略）
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される <u>平家建</u> 又は2階建の建物																												
木造建物〔Ⅱ〕	（略）																												
木造建物〔Ⅲ〕	（略）																												
木造特殊建物	（略）																												
非木造建物〔Ⅰ〕	（略）																												
非木造建物〔Ⅱ〕	（略）																												
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される <u>平屋建</u> 又は2階建の建物																												
木造建物〔Ⅱ〕	（略）																												
木造建物〔Ⅲ〕	（略）																												
木造特殊建物	（略）																												
非木造建物〔Ⅰ〕	（略）																												
非木造建物〔Ⅱ〕	（略）																												

改 正 後		現 行	
表2 工作物区分		表2 工作物区分	
区 分	判 断 基 準	区 分	判 断 基 準
機 械 設 備	(略)	機 械 設 備	(略)
生 産 設 備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A ～ B (略)</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D (略)</p>	生 産 設 備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A ～ B (略)</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D (略)</p>
附 帯 工 作 物	<p>建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。</p> <p>門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等</p>	附 帯 工 作 物	<p>建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。</p> <p>門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、<u>一般住居にあっては屋外の</u>給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等</p>
庭 園	(略)	庭 園	(略)
墳 墓	(略)	墳 墓	(略)
表3 立竹木等区分		表3 立竹木等区分	
区 分	判 断 基 準	区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉 物類、特殊樹、生 垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>B ～ D (略)</p>	庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹、<u>広葉樹</u>）、株物類、玉 物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>B ～ D (略)</p>
用 材 林 立 木	(略)	用 材 林 立 木	(略)
薪 炭 林 立 木	(略)	薪 炭 林 立 木	(略)
収 穫 樹	(略)	収 穫 樹	(略)
竹 林	(略)	竹 林	(略)
苗木（植木畑）	(略)	苗木（植木畑）	(略)
その他の立木	(略)	その他の立木	(略)
立毛（農作物）	(略)	立毛（農作物）	(略)

改 正 後	現 行
<p>「別記2」 (略)</p> <p>「別記3」境界標識の様式及び設置要領 (第72条) (略)</p> <p>「別記4」騒音等調査要領 (第164条) (略)</p> <p>「別記5」事業認定申請書等作成要領 (第170条・第175条・第177条)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第1節 事前相談用資料の作成 (事前相談用資料の作成)</p> <p>第2条 事前相談用資料の作成は、次条から第20条までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>(境界等の調査及び確認)</p> <p>第3条 事前相談用資料の作成に当たり、あらかじめ、県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称並びにその境界について、用地実測図、公図、土地登記記録等を調査及び確認するものとする。</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(事業認定申請書の作成)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p><u>三 事業の施行に関して、免許、許可又は認可が必要である場合、議会又は取締役会の議決が必要である場合等にあつては、当該処分又は手続の状況</u></p> <p><u>四 収用又は使用しようとする対象物及び土地所有者等の概数</u></p> <p><u>五 事業認定の申請に至った用地交渉の概略及び用地取得等ができない理由</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第7条～第34条 (略)</p>	<p>「別記2」 (略)</p> <p>「別記3」境界標識の様式及び設置要領 (第67条) (略)</p> <p>「別記4」騒音等調査要領 (第160条) (略)</p> <p>「別記5」事業認定申請書等作成要領 (第165条・第170条・第172条)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第1節 協議用資料の作成 (協議用資料の作成)</p> <p>第2条 協議用資料の作成は、次条から第18条までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>(境界等の調査及び確認)</p> <p>第3条 協議用資料の作成に当たり、あらかじめ、県・郡・市・区・町・村・大字及び字の名称並びにその境界について、用地実測図、公図、土地登記記録等を調査及び確認するものとする。</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(事業認定申請書の作成)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～二 (略)</p> <p><u>三 収用又は使用しようとする対象物及び土地所有者等の概数</u></p> <p><u>四 事業認定の申請に至った用地交渉の概略及び用地取得等ができない理由</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第7条～第34条 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>「別記6」保安林解除等申請図書作成要領 (第182条) (略)</p> <p>「別記7」内水面漁業権等調査検討要領 (第187条) (略)</p>	<p>「別記6」保安林解除等申請図書作成要領 (第178条) (略)</p> <p>「別記7」内水面漁業権等調査検討要領 (第183条) (略)</p>